

東京都立南平高等学校管理運営規程

令和6年4月1日

校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立南平高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命をうけ、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする主任教諭又は主任養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部及び総務部を置く。
- 2 学年
第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 学科

普通科を置く。

4 教科

- (1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報科を置く。
- (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語に教科主任を置く。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 委員会

学校危機管理委員会、防火・防災委員会、防災教育推進委員会、学校安全委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、アレルギー対策委員会、省エネ委員会、学校開放事業運営委員会、業者選定委員会、教育課程委員会、教科書選定委員会、オリンピック・パラリンピック教育委員会、「人間と社会」推進委員会、図書館運営委員会、留学委員会、入選委員会、教育相談委員会、特別支援教育に関する委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、施設委員会、ウェブサイト管理運営委員会、ICT推進委員会を置く。

9 学校運営連絡協議会

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任 とする。ただし、校長が認めた場合は、校長が認めた者も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長は学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長は校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長は所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は、校長が認めた者も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員、非常勤教員及び実習支援員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年2回）、OJT 関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

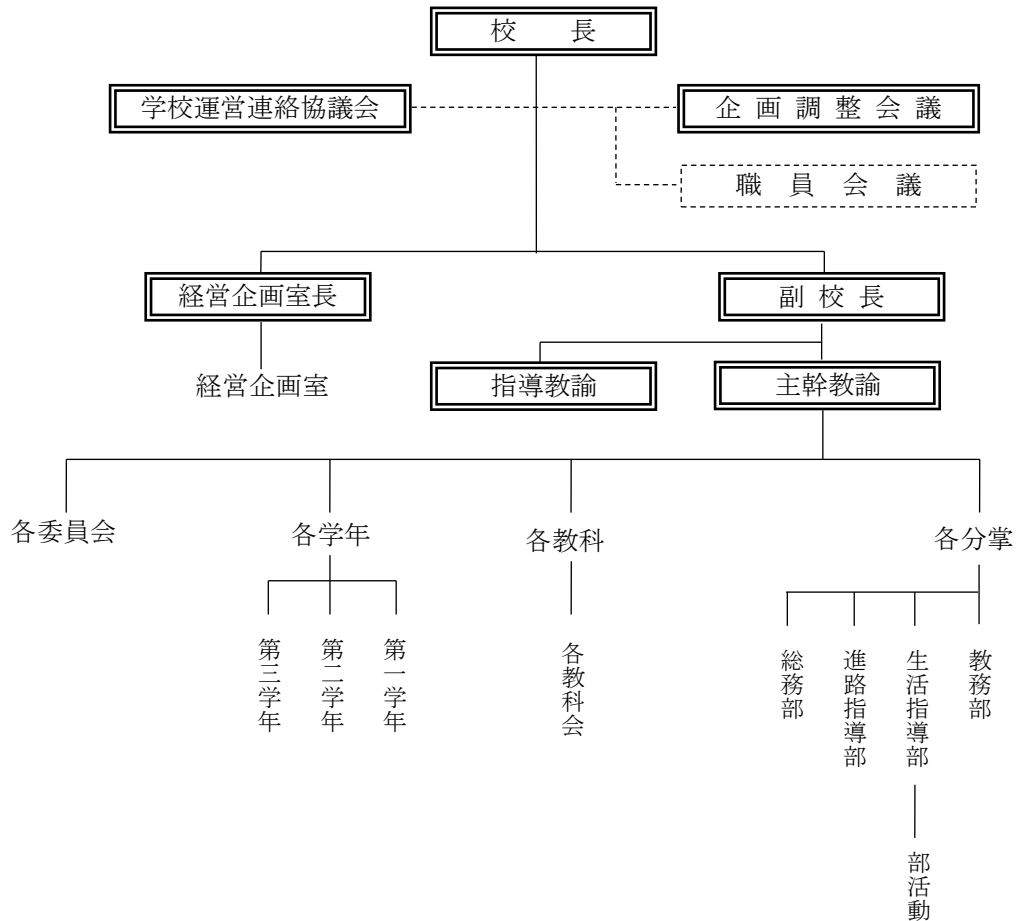
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(略)

附 則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 各部の所掌内容

1 教務部

教育課程の編成・実施、教科書及び教材等の取扱い、生徒の学籍並びに評価及び出欠席の管理、入学者選抜等、教務に関する事項。I C T パソコン・情報セキュリティー個人情報の管理。

2 生活指導部

学校内外における生徒指導全般、学年・学級活動の全体計画、生徒会・部活動・委員会活動の計画・実施、合同合宿等、生徒の生活に関する事項 及び 学校保健計画、健康診断、諸検査、救急処置、保健指導等、生徒の安全衛生・保健に関する事項。

3 進路指導部

進路指導の全体計画、進路開拓並びに資料の収集・整理・追跡調査・分析、進路相談、斡旋・渉外等、生徒の進路に関する事項。

4 総務部

学校行事・儀式等の立案・実施、学校説明会の立案・実施、学校要覧・学校案内・手引・通信・しおり等文書の発行・記録・保管、施設・設備の管理、防火・防災、職員の日直等・ウェブサイト・T A I M S ・総務に関する事項。P T A、関係諸団体等に関する事項。

別表 2 各委員会の所掌内容

1 学校危機管理委員会

学校危機管理に関する計画の作成及び指揮・運営、連絡調整。

2 防火・防災委員会

消防計画、避難計画及び訓練、消防用施設・整備の点検等防火防災管理についての計画及び実施。

3 防災教育推進委員会

防災教育推進にかかわる事項についての検討。

4 学校安全委員会

安全管理、安全指導、安全管理の計画及び実施。

5 安全衛生委員会

教職員の労働安全及び衛生の確保並びに執務環境の改善と健康の保持増進に関する検討。

6 学校保健委員会

学校保健に関する研究協議、連絡調整及び実施。

7 アレルギー対策委員会

アレルギーをもつ生徒への対応についての検討。

8 省エネ委員会

省エネの推進及び教職員への周知。

9 学校開放事業運営委員会

都立学校公開講座・施設開放事業の一環として、本校の公開講座並びに施設開放に伴う事業の円滑な計画及び実施。

10 業者選定委員会

業者選定に関する業務。

11 教育課程委員会

教育課程の改善・管理に関する検討。

12 教科書選定委員会

教科書選定に関する業務。

- 1 3 オリンピック・パラリンピック教育委員会
オリンピック・パラリンピック教育に関する教育活動の計画及び実施。
- 1 4 「人間と社会」推進委員会
「人間と社会」に関する教育活動の計画及び実施。
- 1 5 図書館運営委員会
図書館の運営、図書の選定等の企画及び立案。
- 1 6 留学委員会
留学に対する対応と支援。
- 1 7 入選委員会
入学者選抜業務についての計画及び実施。
- 1 8 教育相談委員会
教育相談体制の計画的・継続的機能の推進。
- 1 9 特別支援教育に関する委員会
特別に支援が必要な生徒への対応についての検討。
- 2 0 学校いじめ対策委員会
学校いじめ防止方針の策定等。
- 2 1 学校サポートチーム
学校いじめ対策委員会の支援。
- 2 2 施設委員会
施設設備の管理・改善に関する検討。
- 2 3 ウェブサイト管理委員会
ウェブサイトの管理運営に関する業務。
- 2 4 I C T推進委員会
I C T機器の管理、利活用に関する計画及び実施に関する業務。